平成２６年（フ）第１０３号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目29―６　ブリスウエスト明石201号、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家45番地の５
債務者　岡世　考志
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県淡路市志筑3526番地１、前住所兵庫県淡路市岩屋778番地４
債務者　原　　巧
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
茨城県日立市本宮町２丁目２番４号
債務者　小椋　昭一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１４３号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番14―302号
債務者　梅木　竜一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５１号
名古屋市昭和区福江３―６―32　コスモパレス2002―209、住民票上の住所岐阜県多治見市大原町５丁目16番地
債務者　小池　望晴
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
広島県福山市引野町４丁目11番35号　パルルスギハラＢ101
債務者　宇治　智明
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８９号
広島県福山市駅家町大字万能倉1050番地４
債務者　三好　隆造
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１４号
北九州市門司区藤松２丁目２番３―103号
債務者　甲斐美治代（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３９６号
名古屋市中川区八家町２丁目164番地の１　コート八家１Ｂ号
債務者　新山寿恵子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５０号
名古屋市北区楠味鋺５丁目1610番地
債務者　松田　明子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１３号
愛知県愛西市北一色町昭和147番地１　ロイヤルイケグチ１Ｃ号
債務者　高橋　裕志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７９号
名古屋市天白区一つ山２丁目30番地　一つ山荘中Ｔ―３棟204号
債務者　水谷　治美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９０号
名古屋市千種区今池１丁目17番16号　第二田中ビル403号
債務者　川村　和也
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７６号
名古屋市北区城見通２丁目４番地　グランドメゾン城見301号
債務者　荒深　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０号
北海道室蘭市、住民票上の住所北海道北斗市七重浜８丁目24番40号
債務者　畑山まどか（旧姓宮田・柏木）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
盛岡市浅岸字橋場22番地４　リバーコート水道橋203号
債務者　赤沢真由美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３８号
岩手県九戸郡洋野町種市第７地割117番地30、旧住所岩手県九戸郡洋野町種市第６地割53番地２
債務者　船渡明紀子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部